

令和5年8月28日

令和4年度の資金不足比率について

東総広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条  
第1項の規定により、令和4年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る  
資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率
水道用水供給事業	— %

(備考)

- 1 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「—」で表示する。
- 2 資金不足比率における経営健全化基準は、20.0%である。